(発 行 所) 湾 労 働 組 合 連 -0052 東京都大田区浦田 5 -10-2 日港福会館 IF 電 話: 03-3733-2 5 6 1 FAX: 03-3733-2 6 6 2 7 発行人: 玉田雅也 定価: 30円(組合費に含む) 国 港 湾 合

(毎月1回15日発行•平成7年8月18日) 第三種郵便物認可

第345号 2021年12月15日

各国港湾労組から賛同

には雇用確保を貫け」 【全国港湾】=「自動化

労使関係正常化の

取り組みを報告

と連帯の共感の声

部会決議として

世界に「声明」発信

**操作化のたたかいを紹介し** 

各国の争議を中心とした

全国港湾は「RTG遠隔



NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN (ZENKOKU-KOWAN)

湾労働者の安全確保が随所

で語られるものとなった。

また、

同時に、コロナ禍によって

問い直されることになり、

労組への攻撃を強めている

の港湾でITF加盟の港湾

ことは数多く報告された。

れた結果、物流の在り方が サプライチェーンが寸断さ



E-Mail: nfduj@zenkoku-kowan.jp

## 組織化軸に対策進む 国際港湾会社の横暴に 自動化で積極的な討論 【港湾部会】=機械化・

物流の最前線で就労し、港 危険・不安に晒されながら、 よって世界の港湾労働者が 港湾部会は、コロナ禍に とを憂慮し、これらの原因 組合攻撃に発展しているこ 任転嫁をやめるよう決議さ は効率性・低コストを狙っ て、交通運輸労働者への責 ロナ禍が襲った結果であっ した多国籍企業の戦略にコ てサプライチェーンの形成 メディアを通じて広がり、 き』と強調」する発言を行 った。この発言は、部会議 TFの基本スタンスとすべ 大前提として貫くことをI 『仲間の雇用を守ることを

港湾会社が、引き続き世界 W、ICTSIなどの国際 ハッチソンやDP 事故もなくなるわけで、安 による安全確保」の意味は、 言した。そして、「自動化 長が「その通りであり、再 全だから納得せよとの議論 労働者が現場にいなければ 度確認する」とまとめに付

と強調された。 にごまかされてはならない

され、組織化・組合との労働 認められない」ことも強調 めた「コンテナ港の自動化 協約の締結を軸とした経験 合との合意がない自動化は TF内の機構)がとりまと の報告と交流が行われた。 いない」と指摘し、「労働組 に見合う効率化が図られて 主目的であり、投資コスト 一労務費のコストダウンが に関する報告」は、自動化は 国際運輸フォーラム(T

れた。また、その原因を、 めの取り組み強化が確認さ けるべきだとして、そのた が見直され正当な評価を受 とりわけ港湾労働者の役割

れを労働者の権利と事業者

安全衛生憲章」を作成し、こ

港湾部会は「港湾労働者

あるかのようなデマ宣伝が 港湾労働者や船員に責任が 交通運輸労働者、とりわけ

策」として国際荷役調整協 み、これを「最低基準と対 として確立するよう取り組 に求められる最低限の基準

会(ICHCA)で安全衛生

対策を訴える戦略を策定し

ていくことを確認した。

国港湾委員長)が、日本に 議題の中で、柏木委員(全 再構築」めざすたたかいの おける「正常な労使関係の

かった」ことを報告し、これが部会の意思として確認され、ITFの基本方針として確認すると取りまとめら 機械化問題で「自動化に対し『雇用確保』の方針を貫くべきで、日本でもRTG遠隔操作化にその視点でたた 公正慣行委員 とめられ、声明として採択 し、世界に発信することす 賛同され、港湾部会全体で 支持すると議長団で取りま この発言は、多くの組合に を告発する発言を行った。 抵触するとの論理の不当性 報告と産別団交が独禁法

れた。また、正常な労使関係を再構築する日本のたたかいを報告し、これを部会として支持し、

(十一月十七~十八日)で採択され、声明として世界に発信されることになった(十一月号でも報告)。

運営委員会(FPC/SG)を開催した。港湾部会(十一月十五~十六日)では、

全国港湾として、自動化・ 港湾部会と公正慣行委員会

ハイブリッド形式(リモートとリアルを併用)で、

F港湾部会と公正

(国際運輸労連)は、

り船員にやらせない協定 集中した。また、ラッシン とりわけ賃金レベルの改定 グは港湾労働者の仕事であ 結果の評価について議論が についての交渉経過報告と

の徹底にも多くの議論が出 ャンペーンの強化ととも に、ITF協約の見直し、 港湾資本)が組合潰しや雇

とを重視している。具体的 角度から、GNT(ハッチ には、人権(Sの分野)の て「ESG」に着目するこ ソンやICTSI等の国際 ITFは運動の戦略とし

ることが確認された。 明:別掲)

慣行委員会

再確認 湾と船員の団結強化を 【公正慣行委員会】=港

寅

され、港湾労働者と船員の

用確保を放棄していること

FOC (便宜置籍船) キ 認された。 ャンペーンの強化と合わせ て、取り組みの重要性が確

## ESGに着目した

認めない企業は、世界的な 的」であり、より健全な社 うとする戦略ということに 会、公正な労使関係を築と 合の否定や労働者の人権を 基準としてみると「反社会 日本に置き換えると、組

にもPOC(便宜港湾)キ 戦略の検討 業への圧力にしていく戦略 である。 許されないとして、当該企 すること自体が企業として うした反社会的企業に投資 に値しない会社、或は、こ

キャンペーンの成功のため 団結が不可欠であり、この 者に告発し、関係者が投資 などを、投資家はじめ関係

使用者の指揮 命令に従って

務は労働者が 業代支払い義 使用者の残

働いた時間 (実労働時間)

労働時間となり、所定労働 指示に従って業務を行って 代の支払いとなる(労基法 週―四十時間を超える場合 を超えたときに発生し、こ が、労働契約で決められた 三十七条)▼使用者からの れが一日=八時間もしくは 労働時間(所定労働時間) いれば、自宅であっても実 には、割増賃金となる残業

時間を超える場合には残業

になり得て、残業代が発生

## 日本の産別交渉体制・産別労働協約交渉の再構築を 目指す闘いを支援する声明

日本の港湾労働者は、長年にわたって築き上げてきた産別交渉体制・産別労働協約交 渉を巡って、厳しい状況に直面し、全国港湾は粘り強くたたかい続けている。

それは、2016年以来、産別交渉・産別労働協約の一方の当事者である日本港運協会(日 港協)が「産別最低賃金制度の団体交渉等に応じることは独占禁止法に抵触する恐れを 払拭できない」として産別最低賃金制度に係る団交を拒否しているからである。

全国港湾は、これを不当労働行為として東京都労働委員会に救済を求め、その結果、 東京都労働委員会は、独禁法に抵触すると解されないとして 「産別最賃制度の団体交渉 に応じるよう」日港協に命令を発出した。しかし、日港協は、これを不服として中央労 働委員会に「再審査」を請求している。

「労働委員会の命令を拒否することは、社会的な責任と信用を不可欠と 全国港湾は、 する産別交渉の当事者としてやるべきことではない」と厳しく批判しており、 こうした 日港協との産別労使関係は「異常」だと指摘し、正常な労使関係を再構築するたたかい を続けている。

そうした経緯から、日港協は、事態の打開への努力に向かう姿勢を見せ始めていると の報告を受けています。これは、全国港湾のたたかいが築いた成果の一局面ですが、「法 的判断」にも関係しており、ある程度の時間を要すると見ざるを得ない。

EU裁判所は、「労使間の団体交渉において締結された協約は、EU運営条約101条 (適用) の適用外」としている。アメリカでも、労働者のたたかいもあって、 スト法の適用外」が認められている。産業別労使交渉と労働協約が独占禁止法に抵触す る恐れがあるというのは、今や過去の議論であり、国際的には決着済みの議論である。 全国港湾のたたかいとその主張には、国際的な規範から見ても正義があると断じます。

産別団体交渉が独禁法に違反するという理論が日本で再来し、世界に広がるならば、 世界でたたかう労働組合の産別交渉が成立しなくなり、労働組合の重要な機能である「交

だからこそ、ITFは全国港湾のたたかいを、熱烈に支持し、あらゆる援助を惜しま ない決意である。独禁法と労働組合活動に係る世界からの情報提供に限らず、必要なら ば日港協に国際的圧力をかけていく用意もあることを表明する。

> ③残業によって作成された 者に了解を取り、その後、

の見込み時間を伝えて使用 が必要であること。②残業

2021年11月18日

(国際運輸労連)港湾部会・公正慣行委員会運営委員会

働者としても、①指示され なっている。そのため、労

に仕事を終えるために残業

時間をどのように把握・管

いことから、使用者が労働

埋するのかが新しい問題と

労働者が事業場に出勤しな する▼テレワークの場合、

くことが肝要だ。

働者側も自衛策を講じてお 態の問題でもあるので、労 ロナ禍で顕在化し手探り状 求めることが大切だが、コ 間管理と残業代の支払いを で、使用者に適正な労働時 管理は使用者の義務なの 用者に認識させることが肝 り記録し、残業の事実を使 心となる▼本来、労働時間 などして労働時間をしっか 及果物を提出し、④残業終 うの報告をメール等に残す